

地域女性活躍推進交付金交付要綱

制 定 平成 27 年 2 月 12 日府共第 95 号
最終改正 平成 28 年 1 月 21 日府共第 30 号
内閣府事務次官通知

(通則)

第 1 地域女性活躍推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 この交付金は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

(1) 平成 28 年 1 月 21 日付け府共第 31 号内閣府男女共同参画局長が別に定める「地域女性活躍推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）第 3 により都道府県が行う事業（以下「都道府県事業」という。）

(2) 実施要領第 3 により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「市町村事業」という。）

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 第 1 項の(1)に掲げる都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別表の第 1 欄に定める都道府県事業区分で、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 第 1 項の(2)に掲げる市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別表の第 1 欄に定める市町村事業区分で、市町村ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ アによる市町村ごとの交付額を合算する。

4 補助事業は公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、内閣府男女共同参画局長が別に定める公募要領によるものとする。

(申請手続)

第4 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に交付金交付決定の通知を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第6 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 都道府県知事は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更承認申請書を大臣に提出しなければならない。

(1) 総事業費の20%を超える増減

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業を実施する都道府県又は市町村の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該都道府県知事に通知するものとする。

3 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第8 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9 都道府県知事は、補助事業の実施年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10 都道府県知事は、補助事業を完了したとき（第8の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11 大臣は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 大臣は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12 都道府県知事は、第11の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式5号により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第11第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第13 交付金は、第11の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第6号による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第14 大臣は、第7の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第11第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

第16 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第17 都道府県知事は市町村の長に交付金を交付するときは、本要綱第7から第16まで(第13を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、男女共同参画局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

(別表)

補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	2,000 万円	地域女性活躍推進事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等	8 / 10
市町村事業	政令指定都市 1 市につき 1,000 万円 上記以外の市町村 1 市町村につき 500 万円	地域女性活躍推進事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等	8 / 10

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ⑩

平成 年度地域女性活躍推進交付金交付申請書

地域女性活躍推進交付金交付要綱第4の規定に基づき、地域女性活躍推進交付金の交付について、下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的及び内容

別紙 所要額調（様式1）及び実施計画書（様式2）のとおり

2 交付金交付申請額

円
〔 内訳 都道府県事業 円
市町村事業 円 〕

3 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分	
		交付金 (A)	その他負担 (B)
地域女性活躍 推進交付金	円	円	円
内 訳	都道府県 事業		
	市町村事 業		

4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (2) その他交付申請書に記載した内容を補完するために必要な関係書類

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ㊟

平成 年度地域女性活躍推進交付金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記交付金については、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、地域女性活躍推進交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

別紙 所要額調（様式1）及び実施計画書（様式2）のとおり

3 経費の区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分	
		交付金 (A)	その他負担 (B)
地域女性活躍 推進交付金	円	円	円
内 訳	都道府県 事業		
	市町村事 業		

4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

(注)

- 金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。
- 補助事業を中止、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換える。
- 変更前後が対照比較できるように、変更に係る部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入すること。
- 事業計画書に変更がある場合は、変更に係る部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入し、その旨を書類中に明記すること。また、事前に提出している添付書類等に変更がある場合は、従前との違いが分かるように記載し、提出すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ⑩

平成 年度地域女性活躍推進交付金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記交付金については、地域女性活躍推進交付金交付要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況（第3・四半期末現在）

区 分	実施計画		12月末時点出来高		進捗率 (B/A))
	補助事業費 (A)	うち 交付金	補助事業費 (B)	うち 交付金	
地域女性活躍 推進交付金	円	円	円	円	%
内 訳	都道府県 事業				
	市町村事 業				

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

4 添付書類

(1) 支給実績内訳書（円単位、任意様式）

(注) 添付書類については、事業を委託して実施した場合は委託契約書の写し、当該事業の実施により策定した計画の写し、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ等）を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は、当該資料を添付すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ⑩

平成 年度地域女性活躍推進交付金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記交付金については、次の関係書類を添えて報告する。

記

1 事業実施内容

別紙 精算書（様式3）及び実績報告書（様式4）のとおり

2 経費の配分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分	
		交付金 (A)	その他負担 (B)
地域女性活躍 推進交付金	円	円	円
内 訳	都道府県 事業		
	市町村事 業		

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

4 添付書類

(1) 歳入歳出決算書（見込）抄本

（内訳として、支給実績内訳書（円単位、任意様式）等を添付すること。）

（注）添付書類については、事業を委託して実施した場合は委託契約書の写し、当該事業の実施により策定した計画の写し、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ等）を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は、当該資料を添付すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ⑩

平成 年度地域女性活躍推進交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記交付金について、地域女性活躍推進交付金交付要綱第12第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 地域女性活躍推進交付金交付要綱第11第1項の規定による交付金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

（注）事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

別記様式第6号（第13関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

支出官内閣府大臣官房会計課長 殿

都道府県知事 ⑩

平成 年度第 四半期概算払請求書（地域女性活躍推進交付金）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知を受けた標記交付金について、下記により金 円
を概算払によって交付を受けるため、地域女性活躍推進交付金交付要綱第13第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

平成 年 月 日

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 (A - (B + C))	事業完了予定日 年 月 日
地域女性活躍推進 交付金					